

昭和五十六年五月十八日提出
質問 第三七号

各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する再質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十六年五月十八日

提出者 小沢貞孝

衆議院議長 福田 一 殿

各省庁下にある現業・公社の直営病院に関する再質問主意書

去る三月三十一日質問第二二号によつて標記の質問を提出したところ、四月七日内閣衆質九四第二二号にて、国会法第七十五条第二項に規定する期間内に答弁することができず、答弁のできる日を五月二日と指定し、その理由として「質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため」ということであつた。

質問より約一カ月経て五月一日の回答によれば、行政改革が当面我が国における最大の政治課題であるとの認識が全くなく、官僚による行革への抵抗の代表例として指摘できる内容のものである。

次表は、国立医療機関等の経営実態である。

国立医療機関等の概要（行政管理庁資料による。） 昭和五十五年四月一日現在

事項 病院区分	病院数	病床数	職員数	經常収支(昭和五十四年度)		
				収入(A) 百万円	支出(B) 百万円	収支率(A/B) %
国立病院	九六	三三、七四九 _床	二一、五〇八 _人	一八六、六六一 _{百万円}	一八三、八六四 _{百万円}	一〇一・五%
国立療養所	一四二	四六、四三〇	二六、五九二	一五三、五四六	一八二、三六三	八四・一
造幣局病院	三	六〇	五二	四四	三六四	一二・一 (大蔵大臣)
印刷局病院	二	二〇八	二五六	五四八	二、〇〇二	二七・四 ()
管林病院	一	三〇	四一	一三二	二九六	四四・七 (農林大臣)
郵政通信病院	一六	一、七二四	二、五六七	四、六二六	一四、八三二	三一・二 (郵政大臣)
専売公社病院	二	四三八	四九六	一、三九四	三、四二〇	四〇・八 (大蔵大臣)
鉄道病院	三八	四、〇五六	四、三一六	一〇、四一四	三四、七九五	三〇・〇 (運輸大臣)
電々通信病院	一七	三、一〇五	三、三七六	七、九二二	二四、五七二	三二・二 (郵政大臣)
労災病院	三六	一一、三一一	九、〇九一	八六、三二〇	八六、〇四一	一〇〇・三
計	三五三	一〇二、一一三	六八、二九五			

一 前表中、収支率が五〇%以下の病院について、所管大臣より、所管のものについて経営改善

の上で左記の四項目に対し、1、2、3について答弁を求める。

1 個々の病院（例えば、鉄道病院は三十八あるが、その個々によつて立地条件、収支率が違うのでその個々の病院についての意）別に何れを採用するか。

2 個々の病院別について何れを併合して採用するか。

3 これに伴い経営改善はどういう見通しとなるか。

記

(一) 民間に売却する。

(二) 経営を切離し独立採算制とする。

(三) そのためにも民間に開放する。

(四) 一点単価は十円として経営を健全化する。

二 行政管理庁は、実態調査を行つた結果どのように勧告したか、又は、せんとするか、行管庁

の答弁を求める。

三 また、当然一及び二の答弁がどのようなものであつても、臨時行政調査会の審議にゆだねる必要ありと思うがどうか。

四 また、次にかかげるのはほんの一例であるが、このような経営は最早不当支出とも称せられるものである。特に例示の中にある電々公社（仙台）のごときは、五十五年二月開院したもので、職員実に百五十二人を擁し、収入僅かに八百万円に対し支出は百倍近くの七億一千万円である。（建設費を經常収支に入れたとするなら利益隠しともみられる。）

会計検査院の検査の対象とすべきではないか。

病院区分	所在地	収入(百万円)	支出(百万円)
鉄道病院	米子	五六	四一一
〃	函館	六六	四一八

シ	小倉北	七九	五二二
シ	青森	六四	五一七
シ	地御前	四五	四〇六
電々公社通信病院	仙台	八	七一〇
シ	新潟	一二六	六四八
シ	明石	七二	三九五
シ	旭川	五六	三五三
郵政省通信病院	札幌南	五一	三四二
大蔵省造幣局病院		四四	三六四
大蔵省印刷局病院		五四八	二、〇〇二
シ	大分	五九	三六七
シ	水戸	七三	四二二

(以上何れも各省庁より提出せしめた資料による。)

昭和五三又は五四年度収支より抜粋したもの)

右質問する。